

当座勘定規定等の改定および当座勘定(専用約束手形口)の新規取扱終了のお知らせ

平素より、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

広島信用金庫では、手形・小切手の最終振出期限の設定等に伴い、当座勘定規定等の改定を行います。

また、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 当座勘定規定等の改定

(1) 改定する規定

- ・当座勘定規定（一般当座用・個人当座用・専用約束手形口）
- ・小切手用法、約束手形用法、為替手形用法
- ・普通預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・積立定期預金規定
- ・通知預金規定

(2) 改定内容

改定箇所	改正後
当座勘定への受け入れ、手形・小切手の支払等	新旧対照表 (令和8年10月1日改正)

(3) 適用開始日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 当座勘定（専用約束手形口）の新規取扱終了

(1) 取扱終了日

2026 年 9 月 30（水）

(2) 内容

- ・当座勘定（専用約束手形口）の新規口座開設
- ・割賦販売通知書の受付等の取扱い

以 上

《ご参考》手形・小切手の全面的な電子化に向けて実施中、実施予定の取り組み

(1) 当座預金の新規口座開設の受付終了

受付終了日	内容
2024年6月3日（月）	・当座預金の新規口座開設の受付を終了しております。なお、既に当座預金をお持ちのお客さまについては、引き続きご利用可能です。

(2) 2027年4月以降を期日とする代金取立の受付終了

受付終了日	内容
2024年6月3日（月）	・2027年4月1日（木）以降を支払期日とする手形・小切手（先日付小切手）について、代金取立の受付を終了しております。

※2027年4月1日（木）以降を支払期日とする手形・小切手については、支払呈示期間中にお取引店でご入金手続きをお願いいたします。

(3) 払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始

受付終了日	内容
2025年9月1日（月）	・当金庫所定の「払戻請求書」へ記名押印のうえ、口座番号が確認できる当座勘定入金帳をご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、払戻しを可能としております。

(4) 手形・小切手の発行受付終了

受付終了日	内容
2026年3月31日（火）	・手形帳・小切手帳の発行申込の受付を終了します。 （約束手形・為替手形・小切手が対象）

(5) 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限	内 容
2026年9月30日（水）	・手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）に設定します。 ・最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は当座預金からのお支払いができません。

(6) 他行振出手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

終了日	内 容
2026年9月30日（水）	・当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を2026年9月30日（水）をもって終了いたします。 ※入金先の口座は、当座勘定のほか、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。 ※当金庫の各店舗を支払地とする手形・小切手の入金、引き続き受付可能です。

(7) 自己宛小切手の発行終了

終了日	内 容
2026年9月30日（水）	・自己宛小切手（当金庫振出小切手）の発行を終了します。なお、発行済みの自己宛小切手の預金口座への入金は継続します。

当座勘定規定（一般当座用） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立てのために特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立てのために特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
7.（手形・小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A. 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに、提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	7.（手形・小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A. 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに、提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
8.（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。	8.（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u>

当座勘定規定（一般当座用） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
8.（手形、小切手用紙） (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前 2 項以外の小切手または手形については当金庫はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5) 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から 3 ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	8.（手形、小切手用紙） (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 (3) 前 2 項以外の小切手または手形については当金庫はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5) 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から 3 ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
18.（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	18.（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

当座勘定規定（個人当座用） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立てのために特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立てのために特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
7.（手形・小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかにかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。 (4) 当座勘定の払戻しの場合は、次のいずれかの方法で行ってください。 A. 本人または代理人が自己の名義で当金庫所定の払戻請求書に記名して提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。 (5) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに、提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	7.（手形・小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかにかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。 (4) 当座勘定の払戻しの場合は、次のいずれかの方法で行ってください。 A. 本人または代理人が自己の名義で当金庫所定の払戻請求書に記名して提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。 (5) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに、提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

当座勘定規定（個人当座用） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
8.（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前 2 項以外の小切手または手形については当金庫はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5) 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から 3 ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	8.（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 (3) 前 2 項以外の小切手または手形については当金庫はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5) 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から 3 ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

当座勘定規定（個人当座用） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
18.（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	18.（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立てのために特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立てのために特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
7.（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。	7.（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。
8.（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (3) 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 <u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の手形用紙は、その支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	8.（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (3) 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 <u>(4) 削除</u> <u>(4)</u> 当座勘定から支払をした専用約束手形の手形用紙は、その支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(5)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<u>9.（手数料）</u> <u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、</u> <u>当金庫所定の手数料を支払ってください。</u>	<u>削除</u>
15.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	<u>14.</u>（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

小切手用法（一般当座用、個人当座用共通） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
7. 小切手用紙は、当金庫所定の受取証に記名、お届け印をなつ印（個人当座の場合は当金庫所定の受取証に自署）のうえ請求してください。	（削除）

約束手形用法（一般当座用、個人当座用共通） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
8. 手形用紙は、当金庫所定の受取証に記名、お届け印をなつ印のうえ請求してください。	（削除）

為替手形用法（一般当座用） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
10. 手形用紙は、当金庫所定の受取証に記名、お届け印をなつ印のうえ請求してください。	（削除）

普通預金規定（個人・法人共通） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当金庫である手形、小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

納税準備預金規定（個人・法人共通） 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きをすませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当金庫である手形、小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きをすませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

貯蓄預金規定 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更前	変更後
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当金庫である手形、小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

積立定期預金規定 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更前	変更後
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

通知預金規定 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更前	変更後
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳式の場合は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ）、当店で返却します。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳式の場合は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ）、当店で返却します。